

# 実証実験が進むデジタル人民元

中国では、官民が連携してデジタル人民元の実用化に向け、実証実験が積極的に行われている。ECサイトでの利用を進めるためのサブウォレットも開発された。しかし、デジタル人民元の円滑導入には法制度の整備やエコシステムの構築等の課題が残っている。

## デジタル人民元の実証実験の進展

中国ではデジタル人民元（E-CNY）の特定地域での導入実証実験、民間事業者の参加、応用シーンの検討が活発化し<sup>1)</sup>、地域<sup>2)</sup>、規模、分野とも拡大している（図表1）。蘇州市の実証実験は、規模と期間が深セン市の約2

図表1 デジタル人民元の動向

20年4月	人民銀行デジタル通貨研究所が、深セン市、蘇州市、雄安新区、成都市、2022年の冬季オリンピック（4+1）をE-CNYの試行地域に指定。
4月	成都市、繁華街「太古里」の実店舗をE-CNYの試行対象に指定。
4月	蘇州市、政府部門と事業単位の従業員に交通費手当の50%をE-CNYで支給すると発表。
4月	深セン市、一部の銀行員がE-CNYで党費や労働組合費を納付。
4月	雄安新区、E-CNY試行の推進・紹介会議を開き、マクドナルド、スターバックス、京東無人スーパーなどの飲食・娯楽・小売業19店舗を試行対象に指定。
7月	配車サービス大手「滴滴出行」、人民銀行デジタル通貨研究所と提携、E-CNYのスマートモビリティ分野での応用を研究。
7月	生活関連O2Oサービス大手「美团（Meituan）」と動画共有サイト「Bilibili（ビリビリ）」、E-CNYプロジェクトの参加銀行と提携。
8月	四大銀行、深セン市でE-CNYのウォレットを内部テスト。
8月	蘇州市、一部の公務員にE-CNYで給料を支給。
8月	雄安新区、マクドナルドなど19店舗でE-CNYの利用を試行。
8月	建設銀行、スマホアプリでデジタル通貨ウォレットの機能テストを実施。
10月	深セン市、E-CNYの実証実験を実施。決済件数は62,788件、取引金額は876.4万元。
10月	特別清算機関「城銀清算服務（City Commercial Banks Clearing）」、人民銀行デジタル通貨研究所と提携、都市商業銀行、民営銀行等向けのE-CNY相互コネクティブプラットフォームへの一元的なアクセスサービスを提供。
10月	特別清算機関「農信銀資金清算機関中心（Rural Credit Banks Funds Clearing Center）」、人民銀行デジタル通貨研究所と提携、農村信用組合、農村商業銀行等向けにE-CNY相互コネクティブプラットフォームへの一元的なアクセスサービスを提供。
11月	ハイテク企業「国網雄安金融科技集団」、人民銀行デジタル通貨研究所と提携、電気料金決済におけるE-CNYの革新と応用を促進。
11月	フィンテック企業「拉卡拉支付（Lakala）」、人民銀行デジタル通貨研究所と提携、小売決済分野におけるE-CNYの機能・応用の革新を促進。
11月	E-CNYの試行地域が上海、海南省、青島、大連等6省・市に拡大すると報道。
12月	蘇州市、E-CNYの実証実験を実施。実店舗とECサイトでの取引金額はそれぞれ1049.0万元（55.3%）、847.8万元（44.7%）。
12月	インターネット損害保険会社「衆安保険（ZhongAn）」、E-CNYにより保険料が支払われる保険契約を締結。
12月	北京市、ある喫茶店でE-CNYが利用可能。北京冬季オリンピックでの運用に向けたテストが北京地下鉄大興空港線で開始。
21年1月	深セン市、第2弾のE-CNYの実証実験を実施。

（出所）各種報道を基に野村総合研究所作成

倍に、店舗数も3倍に拡大し<sup>3)</sup>、新たに2銀行が運営機関に加わった<sup>4)</sup>。また、ECサイト「京東商城（JD.com）」での利用<sup>5)</sup>と、オフライン決済機能などもテストされた。

官民連携によるデジタル人民元の応用シーンも増えている。例えば滴滴出行、美团はデジタル通貨研究所と提携し、スマートモビリティやフードデリバリー分野での試験運用を始めている。なお、両社の利用者数は合計10億人<sup>6)</sup>、地域は中国、オーストラリア、米国などにわたるため、広く普及する可能性を秘めている。

一連の実証実験の中で、注目されているのがデジタル人民元ウォレットの機能と使い勝手である。デジタル人民元の利用には、運営銀行にソフトウェアウォレットを開発するか、ハードウェアウォレットを保有する必要がある。ソフトウェアウォレットは4種類に分けられ、個人情報の認証要件によって異なる利用限度額等が設定される（図表2）。この規制によって銀行預金のデジタル人民元への急激なシフトを防止できると考えられる。また、ウォレットは必ずしもIDや携帯番号に紐づけられるわけではないことから<sup>7)</sup>、外国人の利用も可能になるとみられる。

蘇州での実証実験では、初めて「サブウォレット」が導入された。「サブウォレット」では、インターフェースに表示されているJD等のプラットフォームを選択（プッシュ）できる<sup>8)</sup>。現時点ではプッシュできるプラットフォームの数は限定されているが、今後、サブウォレット上で増えていくことになるだろう。

利用者はデジタル人民元での支払いを希望するプラットフォームを選択すれば、そのプラットフォームでパスワード入力なしでデジタル人民元を利用できる。プラットフォーム側は法定通貨であるデジタル人民元での決済を拒否できない。また、プラットフォームは利用者の個

## NOTE

- 1) E-CNYの概略は本誌2020年3月号「中国の法定デジタル通貨」参照。
- 2) 中国はE-CNYの試行地域を当初の「4+1」エリアから徐々に拡大する予定（商務部、サービス貿易イノベーション発展の試行地域を全面的に進化させる全体案、20年8月）。11月に第2陣の試行地域（上海、長沙、海南省など6省市）が報じられた（11月24日付「財新」）。
- 3) 深センと蘇州の試行対象はそれぞれ5万人、10万人、実施期間は10月12日～18日、12月11日～27日、試行店舗数は3,389店舗、10,368店舗。
- 4) 中国銀行、農業銀行、工商銀行、建設銀行に加え、交通銀行と郵政貯蓄銀行も指定運営機関になった。
- 5) E-CNYでのオンライン決済と代金引換が可能。
- 6) 20年7月時点で、美团、滴滴出行の利用者数はそれぞれ約4.5億人、5.5億人。
- 7) 10月22日の2020金融街論壇年次総会の報道。
- 8) 各銀行で開設される「サブウォレット」は、それぞれ異なるプラットフォームに対応できる。6行の「サブウォレット」はともにJDにプッシュ可能。中国銀行はBilibili、工商銀行は美团と滴滴出行にプッシュ可能。
- 9) ディスプレイでは、取引額、残高、オフライン決済の利用可能回数が表示される。
- 10) カードはソフトウェアウォレットと紐付けてE-CNYをサーバーに保存できる。カードとスマホとのインタラクションはBluetoothにより行われる。
- 11) Ipsos China.2019年Q3第三者モバイル決済ユーザー研究報告.2019-11-7.
- 12) DATA100.2019年第三者モバイル決済研究報告.2020-6-29.
- 13) なお、銀行預金と同じく、E-CNYも第三者決済手段の決済資金であるため、E-CNYは第三者決済機関と競争関係にあるわけではなく、両者は相互補完する関係で共存し、決済システムを改善していくとみられる。

図表2 デジタル人民元ウォレットの種類

	第2類	第3類	第4類
認証要件 (推測)	実名、ID、銀行カード	携帯番号、メールアドレス	登録ネーム、パスワード
残高上限額	10,000元	2,000元	1,000元
1回あたりの支払い上限額	5,000元	2,000元	500元
1日あたりの利用限度額 (累計)	10,000元	2,000元	1,000元
年間利用限度額 (累計)	300,000元	50,000元	10,000元

(注) 第1類ウォレットの認証要件や限度額は明らかになっていない  
(出所) 各種報道を基に野村総合研究所作成

人情報を取得できず、個人情報保護される。

このように「サブウォレット」機能は、大手のプラットフォームによる独占・寡占の打破と防止、デジタル人民元の応用シーンの拡大に役立つと期待される。

さらに、ハードウェアウォレットの試行も注目される。昨年末に北京ではウェアラブルのウォレットが初登場し、21年1月に郵政貯蓄銀行が上海でディスプレイ<sup>9)</sup>を搭載したNFC対応のICカード<sup>10)</sup>のウォレットがテストされた。外形はカード型で、Suicaに小さなディスプレイが付いたイメージである。また、華為 (Huawei) のMate40スマートフォンもハードウェアウォレットとして利用できるよう設計された。

こうしたハードウェアウォレットは、高齢者も利用しやすいことから、かねてからの課題であったデジタルデバイドの解消に役立つとみられる。

## 制度整備の課題

デジタル人民元は、技術面の準備を整えつつあるが、規制面の準備が不十分である。20年2月、人民銀行は「金融分散型台帳技術安全規範」を発表し、プライバシー保護や監督管理部門による原データの取得可能性など、デジタル人民元の制御可能な匿名性に関する技術面の規制

を定めた。また、10月には、『中国人民銀行法』が改正され、デジタル形式の人民元とその偽造禁止の規定を明確にし、デジタル人民元の発行に法的根拠を与えた。

しかし、『人民元管理条例』（18年改訂）では、デジタル人民元の定義や発行等に関する規定が欠けている。また、現行の『マネーロンダリング防止法』（07年に施行）は金融機関にのみ適用されているため、デジタル通貨や電子決済の運営機関及び取引業務関連事業も同法の対象に含める必要がある。さらに、電子決済業務に関連するデータの収集・管理・利用、デジタル税などに関する法律法規も制定されていない。

既に足元で偽のデジタル人民元ウォレットが出回っており、当局は偽造防止の課題にも直面している。このため、決済インフラの整備と、統一された業務基準、技術規範、安全基準などの早期制定が必要である。

次に、第三者決済が発達した中国でのデジタル人民元をどのように普及させていくかという課題がある。中国の金融取引におけるモバイル決済の利用率は35%（19年第3四半期）にとどまっている<sup>11)</sup>。したがって、金融商品の購入での利用拡大に大きな余地があると考えられる。

公共事業分野での利用も一案である。デジタル人民元は、利便性や安全性などの理由で第三者決済サービスの利用率が低い<sup>12)</sup>公共料金や医療関連費用の支払い、納税での利用を拡大し、第三者決済機関とエコシステムを共同構築していくことも考えられよう<sup>13)</sup>。

## Writer's Profile



楊 晶晶 Yang Jingjing

NRI北京 調査デスク  
研究アシスタント  
専門は中国マクロ経済、Fintech  
focus@nri.co.jp